

原子力教育支援事業交付金反対交渉で、さらに逃げ惑い、言説を曲げる文科省 各自治体の教育委員会、文科省を追い込もう

憲法・教育基本法に違反する

原子力・エネルギー教育支援事業交付金

「原子力・エネルギー教育支援事業交付金」に関する文科省交渉を2月14日、若狭ネットの呼びかけで行いました。これは昨年12月12日の交渉を引き継ぎ、1月24日付けで提出した再公開質問状に基づき行ったものです。

文科省からは研究開発局原子力課から中西課長、立地地域対策室から明石賢助、初等中等教育局教育課程課から稲田係長、生涯学習政策局社会教育課から岩倉補佐など5人が臨み、関東、関西を中心に、約40人が文科省を迫りました。社民党からは北川氏、山内氏、大島氏ら3名の国会議員が参加し文科省を鋭く問い詰めました。

「原子力教育支援事業交付金」は昨年8月に文科省が概算要求したのち、12月4日、12月12日の2度にわたる市民グループによる迫りを受け、2002年度予算財務省案の段階から「・エネルギー」が名称に加えられるという異常な経緯を経て、今に至っています。

「個人の尊厳」「真理と平和を希求する」「人格の完成」「学校は、公の性質をもつ」「教育は、不当な支配に服することなく」と謳う教育基本法や憲法の精神に真っ向から刃向かう「原子力・エネルギー教育支援事業交付金」は、拭い去れない矛盾を抱えています。

交付金の根拠から新指導要領をひっこめる

12月の交渉では、教育基本法については直接言及することなく、基本的には判断を回避しました。その代わりに、新学習指導要領に「原子力を含めエネルギー問題についても考えさせるというのが内容として盛り込まれています」として、新指導要領が「原子力教育支援



事業交付金」創設の根拠であると主張しました。

今回、私たちは実物の新指導要領を示し、迫りました。

新指導要領は「人間が利用しているエネルギーには水力、火力、原子力など様々なものがあることを知るとともに、エネルギーの有効な利用が大切であることを認識すること(中学・理科)」などと、原子力だけ取り出して推進教育をせよとは一切書いていません。また、「人間と自然とのかかわりについて考察させ、自然に対する総合的な見方や考え方を養う(高校・理科総合A)」というふうに自然を総合的にとらえる姿勢を強調しています。

こういった中で今回、「総合的な学習の時間については、中味は学校において定めるといことになっているので、一義的に中味について国としてこれをやれと示しているものではない」「指導要領に定められているのは、あくまでも原子力あるいはエネルギー等に関するメリットと危険性を合わせて教えて、それに関して判断力を養う。一方の推進だけを教育の中でやるに関しては必ずしも押しつけるもの

ではないと考えている」等と、新指導要領に原子力推進が書かれているかのように言った、前言を撤回しました。つまり、新指導要領を根拠に交付金を創設したという主張を引っ込めたのです。

原子力長計は交付金と「切れている」

「原子力教育支援事業交付金」創設の根拠とした長計についても姿勢を一転させました。

12月の交渉で文科省は、「発案はこの前も説明したとおり昨年11月の原子力委員会の長期計画に、教育問題の重要性が指摘され、それを実現するためだ」等と、自信を持ってとうとうとしゃべりました。

しかし、前回の自信は見事に崩れ去り、「長期計画は文部科学省がつくったんじゃない、原子力委員会がつくった。なおかつ原子力委員会は行政機関じゃなくて総理の諮問機関だ」と逃げを打ち始め、ついには「原子力の推進のための長計に基づいてこの新プログラムというものは構想されたけれども……ただそこは、教育の体系がありますね……そういう体系の中で、必要なニーズが出てきたときに支援させていただけるというものとして作ったということで、両体系が一応調和しているというか、切れているということを申し上げたかった」と前言を修正しました。

文科省は長計と交付金の関係を「切った」のです。

しかも「学習指導要領と長計は行政的には切れている所がある」として、長計と学習指導要領の関係も絶ったのです。

そのうえ「いわゆる押しつけ教育をすべしということを長計で言っているわけではない」「長計の中味を学校教育の中でやるためのプログラムではないわけでありまして」などとして、長計が各教科や総合的な学習の時間における原子力教育を国策として提示していることを隠そうともしました。

「原子力」は放射線利用という珍説

さらに、「原子力・エネルギー教育支援事業交付金」へと名称変更したものの「原子力」という名前が被されているのではないかとただと、原子力が中心だとは認めたものの、エネルギーについてバランスよく情報提供するため「・エネルギー」を名称に加えたと説明しました。原子力が中心なのは問題だと詰め寄ると、原子力とは放射線利用のことだとんでもない答え。

農水省や外務省の官僚や国会議員の、タチの悪い行状を見るに付け、文科省の官僚も同じ穴のムジナとの思いにかられたのは、交渉参加者全員だったに違いありません。

学テ判決をもち出し、憲法と教育機能の関係をねじ曲げる文科省

再公開質問状では、憲法、教育基本法の基本姿勢について、「その時々政権担当者が自らの政策を宣伝・教育するために学校教育を利用することは、憲法の上条項に違反する」「教育行政において『教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立』以上に教育内容へ深く介入し、教育委員会や学校に対し、特定の政策を教育の場で宣伝・教育するよう求めること、および『諸条件の整備確立』を手段として特定の政策の宣伝・教育を促すこと、あるいは事実上強制することは、教育基本法の上条項に違反する」と一般的に聞いたのですが、その回答は回避し、「憲法や教育基本法に精神に反するということはないか」として、原子力・エネルギー教育支援事業交付金が憲法、教育基本法に反しないという判断を示しました。

今回の交付金は、明らかに憲法と教育基本法に違反する事例であって、うっかり文科省が一般論でこちらの質問を認めると当日の交渉を維持できなくなり、支援事業計画も頓挫しかねないと判断したのです。

再度「一般的に聞いているがそれでいいか」と問い詰めましたが、文科省はそれには答えず、私たちが再質問状で引用した、学力テスト旭川事件最高裁判決（1976年）の判決文の中の「憲法と子どもに対する教育機能」の部分我突然持ち出したのです。

「一般に社会的公共的な問題について国民の意思を組織的に決定、実施すべき立場にある国は、国政の一部としてひろく適正な教育政策を樹立・実施すべく、また、しうる者として、憲法上は、あるいは子ども自身の利益の擁護のため、あるいは子どもの成長に対する社会公共の利益と関心にこたえるため、必要かつ相当と見られる範囲において、教育内容についてもこれを決定する権能を有する」「これらのことは、前述のような子どもの教育内容に対する国の正当な理由に基づく合理的な決定機能を否定する理由となるものではない」と引用したのです。

一般的には、明らかに真理とは言えない、一方的で主観的な、間違った内容を学校が教えたり、戦前の軍国主義的な教育に陥ることを食い止める意味では、国が教育の内容に介入する必要は是認されるべきことです。

しかし今回の交付金が、文科省がここで引用した「必要かつ相当と認められる範囲」から逸脱し、「教育内容に対する国の正当な理由」を持っていないことは自明のことです。真理とは言えず、国民からソップを向かれ、合意も得られない中味をもった教育を進める、文科省官僚の姿は異常としか言えません。

教育基本法にも反すると自覚する文科省

教育基本法と「原子力・エネルギー教育支援事業交付金」の関係についても、学力テスト旭川事件最高裁判決の別の部分を引用しました。

「教育の内容がどこまで決定されるかという点で……『許容される目的のために必要かつ合理的と認められる』ならば『たとえ教育

の内容及び方法』『であっても』『同条の禁止するところではないと解するのが』適当であるという判断が示されている」と述べたのです。

この判決文は、教育に対する規制や介入の認められる範囲を限定したところであって、「許容される目的のために必要かつ合理的と認められる」場合に限って、国による規制・介入を認めているのです。

ここでも先に述べたのと同じで、今回の交付金が「許容される目的」に合致するのか、そこで教える内容が「必要かつ合理的と認められる」ものなのかが、必然的に問われるのです。

その点については交渉全体を通じても、文科省は積極的に述べることは無かったのです。その上、今から思えば不思議なことですが、これまで原発推進派が主張してきた、「国家のエネルギー供給のため」とする陳腐な主張さえ一言もありませんでした。

結局、文科省自身が「原子力・エネルギー教育支援事業交付金」が、憲法に違反し、教育基本法にも反することを自覚していることを、自らの言動で示したのです。

また、教育の位置付けを問われた科技厅出身の中西課長は「教育は国の一番の基盤だと思えます」として、「個人の尊厳」を第一に掲げる教育基本法に真っ向から敵対しました。

放射能の大きな危険も、環境問題も軽視する文科省

原子力やエネルギー等に関するメリットとデメリットをバランスよく正しい判断ができるようにするという文科省を、クリアランスレベルや労働者被曝の問題で追及したところ、低レベル放射線の被害を過小評価するICRP（国際放射線防護委員会）を持ち上げ「安全審査の中でものすごい低いレベルに。そういう限度でちゃんと管理されてます」と、被曝による健康被害や犠牲者の問題への関心が薄い姿勢を

露わにしました。参加者は一斉に非難の声をあげ「そういうのをバランスというのか」と詰め寄りました。

日本原子力文化振興財団（原文振）が「開発」し、現在市販されている高校の総合学習用ワークシート教材「エネルギーと環境」について「どのエネルギー源に関しても…それぞれが過去にどんな事故を起こしたかということについては、どれもあんまり取り上げていないということであって、そういう意味では割と記述はフェアかな」と居直りました。CO2等による地球温暖化、放射能汚染、環境ホルモンなどを同時に解決していくべきこの時期に、それら全てを軽視する姿勢を示したのです。

また、「原文振には文科省から金を出していない」などと逃げましたが、原文振は規約の第2章資産及び会計の第10条に「本財団の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、主務大臣に届け出なければならない」と定め、第8条で「文部科学大臣及び経済産業大臣（以下「主務大臣」という。）」としており、原文振の運営には文科省と経産省が関わっているのです。

電源特会を財源とする点でも逃げ切れず

この交付金が電源開発特別会計（電源特会）の立地勘定という目的税を財源としている点について問うと、電源特会はエネルギー全般に使っていて、放射線測定器「はかるくん」の配布など科技庁時代からやっている事業に使ってきたと逃げました。

立地勘定は原発立地点への買収を目的とするダークな予算です。文部省と科技庁が統合されて、科技庁時代の手法を教育現場に持ち込む態度は許されません。

また、この4億8300万円の予算が電源特会の中の「1. 原子力発電施設等が設置されて



いる地域等における放射線監視施設の設置に必要な事業費等に充てるための都道府県等に対する交付金等」に入っていると文科省は説明しました。しかし「放射線監視施設の設置に必要な事業費」と原子力・エネルギー教育がどう関係するか聞いたところ、「等に含まれる」「が 番なじむ」「ちょっと調べさせて下さい」「安全を確保して理解を得るためだ」「交付金制度であって既に原子力施設が設置されている地域と、設置されていない地域も入っているんですが、そういうカテゴリーが良く合うということで番」などコロコロと答えを変えます。原子力施設のない自治体も含め47都道府県全てに交付する計画自体、「1. 原子力発電施設等が設置されている地域等」という文言とは不釣り合いなものです。

自治体に「交付金を拒否せよ」と求めよう！

来年度予算は参院の審議も進み、今月内に成立する見込みとされています。

しかし、文科省には寄って立つ一分の根拠も無いのです。今後、引き続きこの問題で鋭く追い詰めることが必要です。

また、都道府県レベルでこの交付金を受け取らないよう、あるいはこの事業を学校や教育委員会に応募しないよう、各グループが強

く働きかける必要があります。

すでに前々回の交渉の日に当たる昨年12月12日、柏崎市議会ではこの問題で教育長らに質問がなされ、柏崎市としてはその時点で計画はないと確認されています。(柏崎市議会のホームページに詳細あり)

憲法・教育基本法に違反する「原子力・エネルギー教育支援事業交付金」に反対しましょう。文科省は自信を持っていません。各自自治体の教育委員会に要望書、公開質問書などを出し、文科省の目論見をつぶしましょう。

思わず叫んでいました …… 2月14日文科省交渉に参加して …… 「教育の現場を混乱させるようなことは、やめて!」と。

和歌山 今津歌子

「エネルギー政策基本法」なる時代に逆行する悪法が提出されようとしています。国のエネルギー政策に国民が協力せよというのです。内容は原発推進法で、特に学校教育に原発推進を押しつけようとするもの、断じて許すことはできない。今後注目し、廃案にせねばなりません。その中の「原子力教育支援事業交付金」の創設を断念させよう!と2月14日文部科学省への申し入れ行動に参加してきました。

当日、午前1時50分羽田着。数日前からアクセスを反復、しっかりと脳入れしたつもりがメモを片手にめざす衆議院第2議員会館へ。

守衛みたいな人の視線を感じてたずねようとしたら、久保さん(若狭ネット:大阪)の声。管内の「通行証」なる紙片を手渡され、大勢のほとんど男性の中を分け入って第4会議室に入ると、既に各地からの参加者が多数見えていた。

2時~4時半、文科省との交渉の運び。

1時から事前打ち合わせは久保さん、前田さんが準備された多くの資料をもとに今日の重要な柱について説明を頂く。

2時交渉開始。文科省側は 研究開発原子

力課長中西章氏、他4名。こちら側は社民党議員の北川れん子さん、大島さん、山内さん、各地より参加の30数名(女性多数)

「主たる追及点」

- 1 学校と教育に原子力推進を持ち込んではいならない。
- 2 財源が電源特会立地勘定という原発立地を目的とする目的税である。財源面から教育の内容も特定しようとしている。
- 3 原子力推進教育という内容にしぼって予算を使うことは教育基本法違反であり、文科省として問題である。(文科省は4億8千3百万円という予算を投入して原子力教育をしようとしているわけです。一都府県あたり800万円、立地県1000万円)

「感想」

三人の女性議員たちと共にさすがは鋭い追及がとびかいました。私は「教育の現場を混乱させるようなことはやめてください。」と思わず叫んでいました。

往復の機内で12月12日第1回交渉の資料と今回の資料を気を入れて読み返しました。若狭ネットさんたちの資料作成のエネルギー、そのご努力に頭が下がります。